

## 令和5年度第3回山形市景観審議会議事録

- 1 開催日時  
令和6年2月22日（木）午後2時から午後4時
- 2 会場  
アズ七日町ビル5階 中央公民館研修室3
- 3 出席者
  - (1) 委員10名  
小林会長、山畑副会長、青柳委員、徳正委員、鈴木（琢）委員、服部委員、山田委員、阿部委員、佐藤（正）委員、渡辺委員、（欠席 村松委員、佐藤（真）委員、高橋委員、會津委員、鈴木（哲）委員）
  - (2) 関係課2名  
まちづくり政策課長、建築指導課長
  - (3) 事務局10名  
まちづくり政策部長、都市政策調整監、まちなみデザイン課長、まちなみデザイン課長補佐、まちなみデザイン課景観係長、同係員（2名）、まちなみデザイン課屋外広告物係長、同係員（2名）
- 4 傍聴者
  - (1) 一般傍聴者 2名
  - (2) 報道機関 0名
- 5 議事
  - (1) 山形市景観計画の変更について  
山形市景観計画＜（仮称）七日町御殿堰周辺景観重点地区編＞（諮問事項）
- 6 報告
  - (1) 山形市屋外広告物条例の一部改正に向けた検討状況について
  - (2) 山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について
  - (3) 景観法に基づく行為の届出状況について
  - (4) 屋外広告物の設置許可等状況について
- 7 資料の名称
  - (1) 【資料1】山形市景観計画＜（仮称）七日町御殿堰周辺景観重点地区編＞
  - (2) 【資料2】山形市屋外広告物条例の一部改正に向けた検討状況について
  - (3) 【資料3】山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について
  - (4) 【資料4】景観法に基づく行為の届出状況
  - (5) 【資料5】屋外広告物の設置許可等状況
- 8 内容
  - (1) 開会（まちなみデザイン課長補佐）
  - (2) 挨拶（まちづくり政策部長）

- (3) 会長挨拶
- (4) 諮問
- (5) 事務局から報告（まちなみデザイン課長補佐）
  - ①開会要件を満たすことを報告
    - 要件 委員の2分の1以上の出席（山形市景観条例第41条第2項）
- (6) 議事録署名委員の指名（会長）
  - 徳正 宜子 委員
  - 服部 正 委員
- (7) 議事（内容は以下のとおり）
  - 山形市景観計画の変更について、資料1に基づき、まちなみデザイン課長より内容説明。

<議事(1)>

事務局	(議事(1)説明)
議長	ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。
委員	23ページ⑥照明に関して「一時的なものを除く」とあるが、一時的なものとは判断する機会はあるのか。
事務局	内規で概ね1か月を超えるものとしている。
委員	申請をイベントなどの主催者が行って、市の判断を仰いでいるのか。
事務局	届出などをいただき判断したい。
議長	事務局から補足はあるか。
事務局	14ページ「その他」欄中の「セットバック」という表現を「壁面後退部分」へ訂正させていただきたい。
議長	これまで曖昧になっていた対象区域が明確化された。今後更に区画整理事業が進むにつれ加わるだろうエリアは条件も変わっていく。地元の方々の意見も入れながら現実的で効果的なガイドライン形成に向けて検討し、この場で諮るという基本的な方針をいただいたため、今後拡張するエリアについても景観計画の変更でもって対応してはいかか。 本日の諮問事項である(1)山形市景観計画の変更について 山形市景観計画<(仮称)七日町御殿堰周辺景観重点地区編>については原案に対し異議がないものとしその旨答申することとしてよいか。
委員	異議なし。(全会一致)
議長	異議がない旨答申することとする。

(8) 報告（内容は以下のとおり）

山形市屋外広告物条例の一部改正に向けた検討状況について、資料2に基づき、まちなみデザイン課長より内容説明。

山寺及び蔵王温泉景観重点地区の取組状況について、資料3に基づき、景観係長より内容説明。

景観法に基づく行為の届出状況について、資料4に基づき、景観係長より内容説明。

屋外広告物の設置許可等状況について、資料5に基づき、屋外広告物係長より内容説明。

<報告(1)>

事務局 (報告(1)説明)

議長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

委員 規制の緩和については大賛成である。ただ、規制をやみくもに全て緩和するというのは考えていけないと思うし、そのための今回の一部改正ではないかと思う。ひとつ不思議に思うのが、2ページ目中段の「順路を道路上に表示する」という記載である。道路上にどの程度まで表示ができるのか。色々な観光地の歩道に矢印が付いており、有名な寺院の案内板が付いているというはある。その程度まで認めていくのか、それとも車道まで認めていくのか。「道路上」と言われると曖昧な気がする。これから検討すると思うが、具体的にしたほうが良いのではないかと危惧している。やみくもに規制緩和を行って、折角の落ち着いたまちなみがうるさくならないよう注意して検討いただきたい。

事務局 資料の記載表現だと、どの程度まで認めるかが曖昧であった。ご助言のとおり、野放図に表示を認めることは想定しておらず、可能な限り周辺への影響が小さいものを認める方向で検討していきたい。記載表現についても伝わりやすいものになるよう考えていきたい。

議長 委員のご指摘のとおり、道路という概念が幅広いため、検討いただきたい。他に意見、質問はあるか。

委員 参考資料2に、「専門的な視点により、景観や風致の維持に支障がないデザインへ誘導するための助言。」とあるが、同じデザインのものでも、貼る位置や原状回復を行いやすい形状か否かという点もあるため、デザインのみならず、そのような点についても助言を行ってほしい。

事務局 デザイン以外の点についても対応できるように検討する。

委員 参考資料2に記載されている手続きの素案については、全ての屋外

	<p>広告物に対して必要となる手続きで、この手続きを経なければ、屋外広告物を設置してはいけないということなのか。</p>
事務局	<p>参考資料2に示す手続きは、すべての屋外広告物を想定したものではない。この度検討している規制緩和によって表示が可能となる屋外広告物について、参考資料2の手続きを行っていただく方向で考えている。</p> <p>なお、事前協議書については既に山形市屋外広告物条例で規定されており、提出が必要な場合に対応いただいている状況である。</p>
議長	<p>委員からご指摘のとおり、改正の背景と目的の趣旨については理解いただけたと思うが、実際に運用する際は、「公共団体が行うから公共性及び公益性がある」とは必ずしも言えるわけではないため、公共性及び公益性があるのかということをも市民の目線に立って考えてもらいたい。</p> <p>また、この運用によって、結果的に景観が壊れてしまったということになっては困るため、委員からご指摘があったように、貼り方や原状回復の行いやすさなどの管理面など、幅広く含めたいうえで、景観面の管理ができるか否かも評価しながら、相互にとってより良いものになるよう対応していただきたい。</p> <p>さらに、市長が規制緩和する対象を指定する訳であるため、それに対して意見を求めるのは、屋外広告物専門部会ではなく、景観審議会の方が良い。しかし、全ての物件を景観審議会に諮るのには難しいため、緊急性があるものや、イベントに際して設置されるものについては、屋外広告物専門部会へ諮るなど機動的に対応できるような仕組みにしていきたい。</p>
<報告(2)>	
事務局	(報告(2)説明)
議長	<p>ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。</p>
委員	<p>回答できなければ結構であるが、山寺景観重点地区Dエリア内の、風雅の国の跡地は、今後どのように整備予定か。芭蕉記念館と一体となって、山寺地区の観光拠点として大事な場所だと思う。</p> <p>また、資料についてであるが、修景実績&lt;蔵王温泉地区&gt;2ページ目上段の「PROFILE」欄に「冊子交換」と記載があるが、「サッシ交換」ではないか。</p>
事務局	<p>記載の誤りについて申し訳ない。各自資料の訂正をお願いしたい。</p> <p>風雅の国については、あの場所からの眺望も非常に良く、市の方で整備してほしいという意見をたくさんいただく。しかし、現時点で、市で土地を購入し整備する予定はない状況である。個人的にはある</p>

が、山寺景観重点地区の重要な場所であると思うため、何とかしたいとは考えている。

議 長 山寺景観重点地区の取組みについては、修景が効果的であるかが重要である。ぜひ皆さんの目を見て、効果を感じられるか確認していただきたい。  
また、修景してもらいたいと思う箇所はまだあるため、そういうところにも補助を活用し修景してもらえればと思う。

<報告(3)>

事務局 (報告(3)説明)

議 長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

質疑なし。

議 長 山寺景観重点地区の事例について補足であるが、施主から修景計画が出てきた際に、直ちに良いか悪いかを言うことはできないため、モニタージュを作成し、周辺の建築物やまちなみとの調和を考え、色彩を若干変えたものなどを提案している。また、地元景観検討組織には、建築関係の方もいらして、熱心な議論をいただきながら検討している状況である。

<報告(4)>

事務局 (報告(4)説明)

議 長 ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。

委 員 「違反指導活動」についてだが、実際に違反しているものに対して指導などを行った事例はあるか。  
また、県に屋外広告業登録を行っている場合も、市に登録のための届出を行わないといけないのか。

事務局 屋外広告物に係る事務は、山形県内では山形市のみが県から権限移譲を受け、屋外広告物行政を担っている。従って、山形県内では、山形市を除く市町村で屋外広告業を営む場合は県に登録する必要があり、山形市で屋外広告業を営む場合は山形市に登録する必要があるが、登録にはそれぞれ手数料が発生するため、手数料が2倍かかってしまう。そのため、県への登録が済んでいる業者については、山形市には届出をすることで、山形市の登録も受けたものとみなす制度を設けている状況である。

また、「違反指導活動」についてであるが、県から権限移譲を受けた平成31年4月時点で、違反広告物が約630件あった。直近では、約340件で、200件以上減少している状況である。具体的には、違反広告物を除却していただいたり、広告板を白く塗装すると屋外広告物に該当しなくなるため、そのようなことを行っていただいたりしている。この場合も除却に当たる。

委員 白塗りを行い屋外広告物に該当しなくなったものに関して、そのまま放置しておく危険な工作物になるかと思うが、そのものの除却は促しているのか。また、老朽危険広告物パトロールで、市が把握していない自家用広告物などの件数や、危険な物件はどのくらいあったのか。市でまちを歩くことを推奨しているため、より重要な問題だと思う。

事務局 具体的な件数については、持ち合わせていないが、委員のご指摘のとおり、中心部で空き店舗が多く、空き店舗では屋外広告物の落下事故があり、屋外広告物の管理が行き届いていない物件が見られる。許可が必要な物件については、更新の度に専門家から点検いただいた「安全点検報告書」を提出いただいている。一方で、白塗りにして屋外広告物に該当しなくなった物件や、店舗名が表示してある自家用広告物は、許可が不要になる物件が多いため、「安全点検報告書」の提出を求めておらず、問題点であると考えている。そのため、屋外広告物の落下事故があった後から、屋外広告業の事業者のみならず、不動産を管理している事業者にも、管理を徹底いただくよう周知を行っている。また、酒田市において白塗りになった広告板が落下した事故が昨年あり、そのような部分についても踏み込んで指導できないか研究は行っている状況である。

(9) その他  
なし。

(10) 閉会 (まちなみデザイン課長補佐)